

津市特命参与の取扱いに関する細則

平成24年3月28日

(趣旨)

第1条 この細則は、津市特命参与の取扱いに関する要綱（平成24年津市訓第7号。以下「要綱」という。）第10条の規定に基づき、特命参与（以下「参与」という。）の賃金等に関し必要な事項を定めるものとする。

(上司)

第2条 要綱第2条に規定する上司は、同条に定める職務を分掌する部の部長等（津市事務分掌規則（平成18年津市規則第6号）第4条第1項第1号に規定する部長、同条第5項第1号に規定する担当理事、会計管理者及び三重短期大学事務局長並びに津市支所及び出張所処務規程（平成18年津市訓令第1号）第4条第1項第1号に規定する総合支所長をいう。）とする。

(任用の期間の末日)

第3条 要綱第5条に規定する任用の期間は、当該任用された日の属する年度を超えることはできない。

(賃金)

第4条 要綱第6条に規定する賃金は、津市非常勤参与設置規程（平成18年津市訓令第12号）により任用される非常勤参与の賃金の額を勘案し、任命権者が別に定める。

(賃金の減額)

第5条 参与が勤務しないときは、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの賃金額を減額して賃金を支給する。

2 前項の勤務1時間当たりの賃金額は、前条の規定により別に定める賃金の月額に12を乗じ、その額を任命権者が別に定める勤務時間で除した額とする。

(時間外勤務手当等)

第6条 参与が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により次条第1項の規定により定められた勤務時間以外の時間において勤務を命ぜられた場合は、時間外勤務手当及び休日勤務手当を支給する。

(勤務時間等)

第7条 参与の勤務時間及び休日は、津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年津市条例第34号）及び津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成18年津市規則第22号）の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、参与の休暇は、津市非常勤参与設置規程により任用される非常勤の参与の例による。

（委任）

第8条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。